

協 定 書

八千代市消防本部(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 に設置した防火水槽の使用及び維持管理について、次のとおり協定する。

- 1 乙は、消防活動に支障とならないよう防火水槽の維持管理をする。
- 2 防火水槽に、破損・漏水など消防活動に支障をきたすおそれが生じた場合は、乙は甲に速やかに連絡し、乙の責任において復旧する。
- 3 甲は、災害又は緊急時、消防用水利として使用できるものとする。
- 4 甲は、前項の目的で使用した場合は、防火水槽の補水を行うものとする。
- 5 本協定締結後において、乙の用地所有権又は、権利の移転あるいは、防火水槽の撤去の必要性が生じた場合は、乙は甲に速やかに通知するものとする。
- 6 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 八千代市大和田新田186番地
八千代市消防長

印

乙

印